

山 監 査 第 1 5 7 号
令和5年（2023年）10月26日

地方自治法第199条第4項及び山陽小野田市監査基準第2条第1項第1号の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び山陽小野田市監査基準第16条の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市代表監査委員 江 本 勝 一

- 1 報告内容
別紙のとおり
- 2 報告書提出先
山陽小野田市長及び山陽小野田市議会
- 3 報告書提出年月日
令和5年10月26日

定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第199条第4項及び山陽小野田市監査基準第2条第1項第1号の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び山陽小野田市監査基準第13条第1項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

記

1 監査の種別

定期監査

2 監査の対象

建設部

土木課及び下水道課

3 監査の期間

令和5年9月25日から令和5年10月26日まで

4 監査の着眼点

定期監査に関する着眼点に基づき実施した。

5 監査の方法

今回の監査は、令和5年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

6 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

(1) 法定外公共物占用料の収入事務について

ア 4月1日付けで占用が許可されている更新分10件について、占用料の歳入調定が9月1日付けで処理されている。市法定外公共物管理条例第8条第1項に、「市長は、占用等の許可をしたときは、速やかに当該許可に係る占用料又は採取料を徴収する。」、また、市財務規則第26条第2項に、「前項（納期の一定している収入）以外の収入については、収入の原因の発生後速やかに調定しなければならない。」とある。本件の場合、占用許可の決裁日、施行日および占用期間の始期が4月1日であり、4月1日付けで調定する必要がある。適切に処理されたい。

【土木課】